

平成17年(モ)第3015号 文書提出命令申立事件

申立人 シャムスリ外8396名

被申立人 国、国際協力銀行

意見書(2)

2006年2月 日

東京地方裁判所第49民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 小島延夫

弁護士 沙々木睦

弁護士 島村美樹

弁護士 古川美

弁護士 幸長裕美

記

第 1	外務大臣の意見の内容	2
第 2	監督官庁による理由開示の趣旨	3
第 3	乙 B24 号証及び乙 B25 号証において提出を求める墨塗り部分	3
1	はじめに	3
2	上記各墨塗り部分の記載内容	4
3	外務大臣が主張する「おそれ」の不存在	4
4	外務大臣が主張する「おそれ」が発生しなかった実例	4
5	まとめ	5
第 4	丁 B9 号証において申立を求める墨塗り部分	5
第 5	インカメラ手続について	6
第 6	まとめ	6

第 1 外務大臣の意見の内容

1 頭書文書提出命令申立に対し、外務大臣は、平成 18 年 1 月 31 日付「文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）」において、以下の通り回答している。

（1）乙 B24 号証及び乙 B25 号証において提出を求める墨塗り部分

上記各墨塗り部分には、円借款契約の内容が記載されている。したがって、以下のような借款契約を公にする場合と同様の支障を来すおそれがある。

借款契約は、公表することを前提とせず締結されており、インドネシア政府から提供された未公表の信用情報や対象プロジェクトにかかる詳細情報等に基づく規定が盛り込まれており、これを公表するとインドネシア政府の意思に一方的に反し、同政府との信頼関係を毀損する上、同国の信用を毀損し、円借款事業の円滑な実施を妨げるおそれがある。

また、借款契約には、円借款供与にかかる条件や、相手国政府が守るべき事項が詳細に記載されているので、これが公にされると比較されることにより他の円借款事業に支障を来し、相手国との交渉上著しい不利益を受けるおそれがある。

さらに、借款契約は JBIC が締結するが、JBIC の円借款事業は、外務省の政府開発援助事務と不可分の関係にあり、外務省の業務にも悪影響を与え、日本への信頼を損なうおそれもある。

（2）丁 B9 号証において申立を求める墨塗り部分

上記墨塗り部分には、借款契約の内容に関連する事項が記載されている。

上記部分が公にされる場合にこれにより借款契約の内容の一部を容易に推認させる

おそれがあるから、結局、借款契約の内容を公にした場合と同様、JBIC の信用が毀損されるおそれや円借款業務の円滑な遂行を妨げるおそれがある。

2 以上の意見は、外務大臣による平成16年12月17日付「文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）」の借款契約部分に関する意見とほぼ同じである。

したがって、基本的には、原告らの2005年1月27日付意見書（3）[以下原告意見書（3）という]において、上記意見に対して述べた意見と同様であるが、本件において提出を求めている文書の内容等を踏まえ、若干敷衍して以下の通り意見を述べる。

第2 監督官庁による理由開示の趣旨

民事訴訟法223条3項後段は、監督官庁が裁判所に対し、当該文書が公務秘密文書に該当する旨の意見を述べる場合には、その理由を示さなければならないと定めている。

原告意見書（3）で指摘したとおり、この理由開示については、当該文書の記載事項が公務員の職務上の秘密に該当する理由を具体的に示すものでなければならないと解されている（別冊法学セミナー基本法コンメンタール新民事訴訟法第2版217頁）。

この点については、平成17年7月22日最高裁決定（判時1907号33頁）においても、滝井裁判官（今井裁判官も同調）が、「監督官庁は、その意見を述べるにあたっては、単にその可能性があることを抽象的に述べるにとどまらず、その文書の内容に即して具体的に公共の利益を害したり公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあることについて、その理由を述べるものが求められているものと解すべきである」という補足意見がある通りである。

特に民事訴訟法223条4項各号に定めるおそれがあることを理由として公務秘密文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所の判断は、監督官庁の意見が相当であるかどうか限定されることから、その理由は具体的であることが必要である。

第3 乙B24号証及び乙B25号証において提出を求める墨塗り部分

1 はじめに

外務大臣は、上記各部分について、円借款契約の内容が記載されているとし、これを提出した場合、借款契約を締結した場合と同様の支障を来すおそれがあるとし、インドネシア共和国政府との信頼関係が毀損されるおそれ、同国の信用を毀損するおそれ、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれ等があるという理由を述べている。

しかしながら、これらの理由は極めて抽象的であり、「文書の内容に即して具体的に公共の利益を害したり公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあることについてその理由を述べ」たものとは到底言えない。また、その主張するおそれはいずれも実際に存在しないものである。

よって、外務大臣の意見は、到底相当であると認められないものである。以下詳論す

る。

2 上記各墨塗り部分の記載内容

第1に、外務大臣の意見は、上記各墨塗り部分に、非公知であって秘密に値する事項が記載されているかどうかを全く明らかにしていない。

原告らが提出を求めている上記各墨塗り部分はそれぞれわずかに1～3行であり、その記載内容は、借款契約のごく一部について触れられているのみであることは客観的に明らかである。そして、上記各墨塗り部分は、本件借款契約の中に規定された3条件に関する記載であると思料されるところ、3条件の内容は既に日本政府が国会答弁で明らかにしており公知の事項である。

したがって、上記各墨塗り部分には、その記載量からして公知の事項となっている3条件について簡潔に触れている程度であると思料され、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる内容は含まれていないと認められ、そもそも上記各墨塗り部分は、公務上の秘密に該当しない。

3 外務大臣が主張する「おそれ」の不存在

本書面第1で述べた通り、外務大臣は、上記各墨塗り部分を提出した場合には、公共利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとしている。

しかしながら、上記各墨塗り部分の記載内容は、借款契約のごく一部であり、公知の事項となっている3条件に関する簡潔な記載がある程度であると認められる。国会答弁とは若干表現が異なるとしても、このような公知の事項を提出することによって、外務大臣が主張するような、『インドネシア政府から提供された未公表の信用情報や対象プロジェクトにかかる詳細情報等に基づく規定が公表され、インドネシア政府との信頼関係を毀損する上、同国の信用を毀損し、円借款事業の円滑な実施を妨げるおそれ』とか、『円借款供与にかかる詳細な条件や、相手国政府が守るべき詳細な事項が公にされ、比較されることにより生ずる、他の円借款事業に支障を来し、相手国との交渉上著しい不利益を受けるおそれ』とか、『外務省の政府開発援助事務と不可分の関係にあり、外務省の業務にも悪影響を与え、日本への信頼を損なうおそれ』とかというおそれが生ずることはあり得ない。

4 外務大臣が主張する「おそれ」が発生しなかった実例

外務大臣は、借款契約が公表された場合、前項で述べたような「おそれ」があると主張しているが、既に原告意見書(3)で指摘したとおり、JBIC(OECF)の借款契約が公開されながら、外務大臣が主張するような問題が生じなかった実例がある。

原告意見書(3)に添付した、OECFとフィリピン共和国政府との間の借款契約は、1992年5月に初版第1刷が発行された「日本・フィリピン政治経済関係資料集」に登載され公開されている。これが1992年に公開されたことによって、外務大臣が述べるような締結済の借款契約の融資条件等の見直しを求められたり、新規案件の交渉の

際に適切な条件設定ができなったりした事実は聞かない。

また、上記借款契約書から明らかであるとおり、詳細な融資条件等が定められているとか、借入国ごとに異なるとか言っても、さほど詳細なものではなく、その内容も総務省の行政監察結果として公表されている内容とさほどかわらない（甲 A76, 95-96 頁参照）。

さらに、JBIC とフィリピン共和国政府との間の借款契約が公開されたことにより、外務省が行う円借款案件の検討等に悪影響が出たり、JBIC の金融機関としても信用が失墜したなどという事実も聞かない。

したがって、外務大臣が述べる上記意見は、借款契約に関しても全く根拠のないものであり、特に上記各墨塗り部分のように、借款契約の中でも国会答弁によって明らかにされている 3 条件に関する事項が記載された部分の提出に関しては、到底相当な理由があるとは認められない。

5 まとめ

以上より、上記各墨塗り部分の提出に関する外務大臣の意見には相当の理由があるとは認められない。

第 4 丁 B9 号証において申立を求める墨塗り部分

- 1 外務大臣は、上記墨塗り部分には、借款契約の内容に関連する事項が記載されているとし、上記部分が公にされる場合、これにより借款契約の内容の一部を容易に推認させるおそれがあるから、結局、借款契約の内容を公にした場合と同様、JBIC の信用が毀損されるおそれや円借款業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあるとしている。
- 2 しかしながら、上記墨塗り部分も英文で 5 行程度のものであり、本書面第 3、2 項において述べたように、その記載内容は、借款契約のごく一部について触れられているのみであることは客観的に明らかである。そして、上記墨塗り部分は、本件借款契約の中に規定された 3 条件に関する記載であると思料されるところ、3 条件の内容は既に日本政府が国会答弁で明らかにしており公知の事項である。したがって、上記各墨塗り部分には、その記載量からして公知の事項となっている 3 条件について簡潔に触れている程度であると思料され、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる内容は含まれていないと認められ、そもそも上記各墨塗り部分は、公務上の秘密に該当しない。
- 3 また、外務大臣が、上記墨塗り部分を提出した場合には、JBIC がインドネシア政府のみならずその他の借入国との関係において信用を毀損されるおそれがあり、また外務省及び JBIC が行う円借款業務の円滑な遂行を妨げられるおそれがあるとしている点についても、本書面第 3、3 項及び 4 項で述べたとおり、理由がないものである。
- 4 以上より、上記墨塗り部分の提出に関する外務大臣の意見には相当の理由があるとは

認められない。

第5 インカメラ手続について

以上の通り、外務大臣の本件各墨塗り文書に関する意見は、いずれも相当の理由があるとは認められないものであることが明らかであり、直ちに原告らの本件申立は認容されるべきである。

しかしながら、前記最高裁判決の趣旨に鑑み、本件において、公知の事項である3条件の内容を超え、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる内容は含まれているか否か、その内容を提出した場合に、公共利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるかどうか、外務大臣の意見に相当の理由があると認めるに足りない場合に当たるか否かを具体的に検討する必要があるというべきであり、本件については、インカメラ手続が取られるべきである。

第6 まとめ

以上より、本件において、外務大臣の意見には相当の理由があると認めるに足りないことは明らかであるが、念のためインカメラ手続を取り、御庁において、本件各墨塗り文書は、公務員の職務上の秘密に該当しないこと、外務大臣が主張する公共利益を害し、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがないことを確認し、本件申立を認容するよう求める。

以 上